

第18回

統一地方選挙

平成 27 年は統一地方選挙の年にあたり、4月12日(日)に県知事・県議会議員選挙、4月26日(日)に市議会議員選挙が行われます。

選挙の区分	投票日	告示日	期日前・不在者投票期間
徳島県知事	4月12日(日)	3月26日	3月27日(金)～4月11日(土)
徳島県議会議員(小松島・勝浦選挙区)		4月3日	4月4日(土)～4月11日(土)
小松島市議会議員	4月26日(日)	4月19日	4月20日(月)～4月25日(土)

▼投票できる方

徳島県知事選挙
徳島県議会議員一般選挙(小松島・勝浦選挙区)

【年齢要件】平成7年4月13日以前に生まれた方

【住所要件】徳島県知事選挙は、平成26年12月25日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。徳島県議会議員一般選挙は、平成27年1月2日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※投票日までに県外に転出した人は、入場券が届いても投票ができなくなります。なお、本市の選挙人名簿に登録されており、小松島市から引き続き県内の市町村へ住所を移した人で(1回に限る)、転入地の選挙人名簿に登録されていない人は、市町村長が発行する「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示すれば、小松島市で投票することができます。

小松島市議会議員一般選挙

【年齢要件】平成7年4月27日以前に生まれた方

【住所要件】平成27年1月18日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※投票日までに市外に転出した人は入場券が届いても投票ができなくなります。

▼郵送による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し郵便等投票証明書の交付を受けたうえ、自宅で投票し郵便で投票用紙を送ることが出来ます。

▼期日前投票所は市役所1階ロビー

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- ◎職務や業務に従事する場合
- ◎何らかの用事があつて投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ◎病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合

【場所】小松島市役所1階ロビー
【時間】午前8時30分～午後8時

市内投票所のご案内は広報こまつしま4月号にてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局(市役所3階)

☎32・3807

FAX32・7011

Mail:senkan@city.komatsushima.

tokushima.jp

投票所入場券は 告示後から発送します

投票入場券は各選挙の告示後、速やかに有権者のみなさまのお手元にお届けすることとされています。

このたびの「徳島県知事・徳島県議会議員一般選挙」では、それぞれ告示日が異なるものの、投票日は同日であることから、発送基準を徳島県知事選挙の告示日にあわせ、2選挙の入場券を1通にしてお送りすることといたします。

なお、配布方法は、郵便制度を利用し、告示後ただちに発送手続きを行い、翌日より3日間でお届けできるよう努めてまいります。

このたび予定されている選挙の入場券につきましては、「徳島県知事・徳島県議会議員一般選挙」は3月27日(金)より、「小松島市議会議員一般選挙」は4月20日(月)より配布いたします。

有権者のみなさまには入場券がお届けされるまでの間、ご心配、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、投票要件を満たす有権者の方で投票入場券がお手元に届かない場合は、左記までお問い合わせください。

投票所入場券についてのお問い合わせ

せは、市選挙管理委員会事務局(☎32・3807)または小松島郵便局郵便部(☎32・0050)まで。